

平成30年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(福祉関連)

平成29年7月

大 阪 府

平成30年度 国の施策並びに予算に関する 提案・要望（福祉関連）

日頃から、大阪府福祉行政の推進に対しまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域コミュニティの希薄化など、福祉分野をとりまく環境は大きく変化しており、福祉施策は多様化・高度化するニーズに応えていくことが求められています。

こうした環境の変化に伴い、本府はこれまでも福祉施策の見直しや再構築に取り組んできましたが、依然として厳しい制度運営を強いられることが見込まれます。

福祉施策は、国民の安全・安心な暮らしを支える「セーフティネット」であるとともに、社会経済を支える基盤であることから、国がやるべきことは国が責任を持って行うべきであり、その財源を地方の負担とすることは許されるものではありません。

引き続き、社会保障の機能の充実や給付の重点化、効率化を図るための見直しにあたっては、地方の意見を十分に反映していただき、必要な財源を措置していただくことをお願いいたします。

平成30年度の国家予算編成に当たりましては、本府の財政状況や課題解決に向けた取組について十分ご理解いただき、要望事項の実現のため、格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

大阪府知事

松井 一郎

目次

I	次世代育成に関する要望	P1
	1. 子育て支援施策の充実		
	2. 児童家庭福祉施策の充実		
II	障がい者福祉に関する要望	P4
	1. 障がい者施策の円滑な推進		
	2. 障がい者の就労支援の強化		
III	介護保険制度、高齢者福祉に関する要望	P9
	1. 介護保険制度の見直し		
	2. 高齢者保健福祉施策の充実		
	3. 介護・福祉施設等の整備推進		
IV	医療保険制度に関する要望	P12
	1. 医療保険制度の抜本的改革と持続的かつ安定的な運営確保		
	2. 福祉医療費公費負担制度の創設と国庫負担金減額措置の廃止		
V	セーフティネット、福祉基盤の整備に関する要望	P13
	1. 生活保護制度の再構築と生活困窮者の自立支援		
	2. 判断能力が十分でない要援護者を支える体制の更なる強化		
	3. 福祉・介護人材の確保、定着方策の抜本的強化		
	4. 福祉サービスに係る地域区分の見直し		
	5. ホームレスの自立支援		
	6. 在日外国人無年金者の救済		
	7. 矯正施設退所者等の地域生活定着促進		
	8. 地域医療介護総合確保基金		

1 次世代育成に関する要望

1. 子育て支援施策の充実

(1) 「子ども・子育て支援新制度」について

「子ども・子育て支援新制度」における保育サービス及び放課後児童クラブ等子育て支援施策については、地方が自らの責任と創意工夫で多様な保育サービス等が提供できる仕組みになるよう、関係情報を迅速に提供するとともに必要となる十分な財源を恒久的・安定的に措置すること。

また、子ども・子育て支援新制度において、公定価格の加算認定手続きや支払事務等が複雑で、実施主体である市町村や事業者の事務負担が極めて大きいため、安定的な制度運用ができるよう、通知や関係法令等の解釈や運用に係る留意事項について適時適切な情報提供を行うとともに、申請書類の簡素化や統一を図るなど、効果的かつ簡素な仕組みへ見直すこと。

さらに、子育て家庭や市町村財政に大きく影響する利用者負担額の設定に当たっては、今後も低所得世帯への配慮や利用者負担額の軽減について十分配慮されたい。

(2) 「認定こども園」について

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、中核市にも移譲することを検討すること。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第 28 条に基づく情報の提供について、その実施主体を認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等とするよう法令を改正すること。

1号認定の公定価格のみに加算されている「通園送迎加算」を2・3号認定にも拡大するとともに、認定こども園における通園バスの利用に係る安全基準に関する通知を発出すること。

さらに、配慮を要する障がい児等の処遇については、一般財源化等により対応しているところであるが、年々配慮を要する児童が多様化する中で、市町村に対して十分な財源措置を講じられたい。

加えて、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の省令改正により、「園舎建替え等のための仮園舎においては、特段の安全配慮が行われていると判断されるときは、準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の三の（ロ）に該当するものを除く）でも可」とすること。

(3) 待機児童の解消について

（※平成 29 年 6 月 最重点提案・要望において要望済み。）

待機児童の解消については、保育所等整備や人材確保を進めているが、都市部を中心に増加傾向にある。住民に身近な保育行政にかかる権限・財源を地方に移譲し、保育の質を担保したうえで、地方の判断と責任において実施するのが本来の姿であることから、次の事項について措置を講ずること。

全国一律となっている保育所の居室面積基準は、厚生労働省の指定基準を満たす場合に限り面積基準緩和が認められているが、待機児童が発生している市町村が活用できるように適用要件を緩和すること。

併せて、保育士配置基準を緩和し、本府が育成を検討している「保育支援員」を保育士配置に位置づけ、多様な人材を活用できるようにすること。

また、安心こども基金をはじめとする既存制度についても、地域のニーズを踏まえ、一定の基準を満たした認可外保育所等を利用する際の支援などにも使えるような柔軟な対応が必要である。

なお、安心こども基金については、残高がある間は実施期間を延長し、引き続き待機児童解消に着実に取り組めるように体制を整備すること。

これらを実現することにより、待機児童対策を一層充実すること。

(4) 保育所等整備補助の充実と制度改善について

保育所等の整備については、待機児童解消のための緊急整備とともに、耐震化など防火・防災対策にも十分取り組めるよう、引き続き十分な財源を確保すること。

保育所整備の主たる財源である「安心こども基金」と「保育所等整備交付金」については、事業内容や補助要件が異なる部分があるため、混乱を招かないよう同一事業内容及び同一要件とすること。

防音壁整備事業や防犯対策強化整備事業は、補助対象が自己所有物件に限られているため、賃貸物件も対象とすること。

また、地価が高い都市部においては、保育所整備が困難なことから、賃貸物件を活用した小規模保育事業等の受け皿づくりの拡大の方策が重要であるため、公定価格の賃借料加算について、実勢にあった単価改正を行うこと。

加えて、地域の社会福祉施設である保育所のバリアフリー化を促進する観点から、エレベーターの整備に要する経費を「特殊附属工事費加算」の対象とすること。

さらに、エレベーター設置後の維持管理に係る負担軽減を図る観点から、子ども・子育て支援新制度における給付の公定価格に反映するなど財政的措置を講じること。

(5) 保育士等の確保について

① 保育士修学資金貸付等事業の対象要件の緩和

介護福祉士の再就職準備金貸付では離職期間等の要件は課されていないにも関わらず、保育士確保を図る保育士就職準備金貸付の貸付対象者要件が、離職後1年未満等の潜在保育士へは貸付できなくなっていることから、同じ福祉の人材確保を目的とする本貸付においても、離職後1年未満等の潜在保育士へも貸付ができるよう、期間要件の廃止または期間の大幅な短縮を行うこと。

② 保育士修学資金貸付等事業の事務費の緩和

本事業は都道府県及び指定都市がそれぞれ適当と認める団体を実施主体とすることができるが、都道府県と当該都道府県の区域内にある指定都市が同一の団体を適当と認めた場合は、上限額が拡大されない。人口規模が大きい都道府県と指定都市が同一の団体を適当と認めた場合、貸付件数が多くなり貸付事務量も増大することから、それぞれの上限額を合わせた範囲内で利用できるようにすること。

③ 保育士等キャリアアップ研修の要件緩和

ア. 平成29年度からの処遇改善加算について、平成30年度以降はキャリアアップ研修の受講状況等を踏まえ決定することとされている。

しかしながら、平成30年度時点で研修対象者全員が研修を修了していることは現実的に困難であることから、複数年で受講する予定の者であっても加算の対象とするなど緩和策を講じること。

イ. キャリアアップ研修の実施に必要な財源を恒久的・安定的に措置すること。

また、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の補助率を拡大及び交付税措置すること。

ウ. 通信制やeラーニング研修など、効果的かつ現実的な研修方法を認め、研修内容のガイドライン記載の概要をより具体的にした標準的な指導要領や教材を提供すること。また、研修修了情報は、全国団体等での一括管理する体制を構築し管理運用すること。

(6) 放課後児童健全育成事業の充実について

放課後児童クラブについては、質・量の更なる充実を図るため、放課後児童支援員等の人材確保のための処遇改善や、登録児童数の増加に伴う放課後児童クラブの整備に係る補助についての財源負担等、地方の実情を踏まえた取組みが推進できるよう引き続き配慮すること。

2. 児童家庭福祉施策の充実

(1) 児童虐待対策の充実について

① 情報共有のためのシステムの構築

(※平成 29 年 6 月 最重点提案・要望において要望済み。)

ア. 児童相談所間の情報共有

経済的に不安定であること等を理由に転居を繰り返す家庭に対する支援を継続するため、全国の児童相談所の相談歴が把握できるシステムを導入すること。

イ. 市町村や警察との情報共有

児童相談所、市町村及び要保護児童対策地域協議会における過去の対応経過を共有できるシステムの導入並びに児童相談所と警察との情報共有を一層進めるためのシステムの導入を図ること。

ウ. 情報共有のための法整備等

児童虐待防止に係る情報共有の適正運用のための法整備や、システムへのアクセス権限、セキュリティレベル、データの保存期限などの基準を設定すること。

② 市町村における相談体制等の充実

今年度から施行された改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、市町村における相談体制の充実を図るため、市町村の規模及び対応件数に応じた人員配置基準や職員の任用基準を明確に示すとともに、児童虐待通告窓口及び要保護児童対策地域協議会の調整機関としての機能が保持できるよう、財政的・人的支援等の措置を講じること。

③ 全国共通ダイヤルの無料化

平成 27 年度より 3 ケタの番号となった児童相談所全国共通ダイヤルについては、その内容の深刻さ、重要性に鑑み、一層の通告促進に資するよう通話料の無料化を図ること。

④ 警察から市町村への通告

都道府県と市町村との役割分担について定められた改正児童福祉法に鑑み、警察からの通告先として児童相談所だけではなく市町村も加えること。

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進について

① 里親委託の推進

里親制度に対する社会的認知度を高め、家庭養護の推進に寄与するため、里親月間である 10 月だけに関わらず、年間を通じ、機運醸成に向けた取り組みを行うこと。

② 特別養子縁組にかかる育児休業法の適用

2 歳以上の子どもについて、特別養子を前提として児童の委託を受けたときは委託時を「出生」時とみなすなど、家族としての絆を築いていける期間としての育児休暇が取得できるよう法改正すること。

③ 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護の推進

里親委託優先の原則が叶わない場合であっても、できる限り良好かつ家庭的な環境で養育されることが求められることから、児童養護施設や乳児院における生活単位の小規模化を進めるため、必要な財源措置を講ずること。

また、安定的な運営のため、国として、労働及び建築・消防関係法規との調整を図るなど、必要な措置を講じること。

(3) 社会的養護から自立する子どもへの支援について

施設入所中からの自立支援と個別のアフターケアが必要であることから、児童の退所後、施設がワンストップの相談窓口として、退所者の生活状況の確認や日常生活支援を行い、かつネットワークによる個別支援体制を構築するため、自立支援担当職員等の配置を制度化すること。

(4) ひとり親家庭等自立支援対策の推進について

① 母子家庭の母への経済的支援

母子家庭の母が就労収入の増加に伴い可処分所得を着実に伸ばすため、児童扶養手当の所得制限限度額を見直すとともに、税制上の寡婦控除を定額控除から定率控除に転換することで、収入が増えると控除額も増加するなど、自助努力が報われる仕組みを検討すること。

② ひとり親家庭等就業支援施策の更なる推進

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の施行趣旨を踏まえ、ひとり親家庭等就業支援施策のより一層の強化を図るため、国において十分な財源措置を講じること。

また、母子家庭の母や父子家庭の父を正規雇用した企業に対する特定求職者雇用開発助成金をはじめとするインセンティブの充実など、ひとり親家庭等の正規雇用を促進するための仕組みを検討すること。

③ 寡婦（夫）控除の適用拡大

現行の所得税法における寡婦（夫）控除は、配偶者と死別又は離別の後、子どもを養育しているひとり親家庭が一定の所得控除が受けられる制度であるが、婚姻歴がない場合は適用されない。公平性の観点からも、婚姻歴の有無にかかわらず、子どもを養育するひとり親家庭が等しく同控除の適用されるよう税務当局に働きかけること。

(5) 子どもの貧困対策の推進について

(※平成 29 年 6 月 最重点提案・要望において要望済み。)

子どもの貧困対策の推進にあたっては、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等の総合的な取組みが重要であることから、その実効性を高めるための財源である「地域子供の未来応援交付金」の予算の増額と恒久化、交付対象の拡大など、施策の充実のために必要な財源措置を講ずること。

II 障がい者福祉に関する要望

1. 障がい者施策の円滑な推進

(1) 障がい者福祉制度の充実について

① 新たな障がい者福祉制度の創設

改正障害者総合支援法等が昨年 5 月に成立したが、平成 30 年 4 月の施行に向け、次の事項について、必要な措置を講ずること。

障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現に資するため、制度改正については、障がい者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できるものとなるようにすること。

制度の施行や見直し検討後の必要な措置に当たっては、これまでの法律の施行状況や事業の実施状況等を十分に踏まえ、障がい当事者をはじめ実施主体である地方公共団体と十分に協議を行うとともに、将来にわたって安定した運営ができるよう国において必要な財源を確保すること。

また、制度の施行準備に支障がないよう早期の情報提供や十分な準備期間の確保、新制度に対応するためのシステム改修や制度周知等に係る財源措置を講ずること。なお、制度の設計に当たっては、サービスの利用者はもとより、支援者や市町村、業者にとっても分かりやすいものとする。

② 難病対策に合わせた障がい福祉サービスの対象者の拡大

障害者総合支援法が施行され、当面の措置として、障がい者の範囲に 130 疾患の難病

等が追加された。その後、151 疾病に範囲が拡大され、さらに平成 27 年 7 月より 332 疾病へ、平成 29 年 4 月には 358 疾病へと拡大された。

この範囲拡大に合わせた障がい福祉サービスの見直しについては、真にサービスを必要とする難病患者等が適切にサービスを利用できるよう配慮の上、実施すること。

(2) 支給決定手続き等の透明化、明確化及び国庫負担基準について

① 支給決定に係る明確な判断基準の確立

障がい福祉サービス等給付のための判断基準の見直しに当たっては、明確な判断基準の確立に向け、その検討状況を明らかにするとともに、地方公共団体等関係団体の意見を十分に聴取すること。

また、障がい支援区分認定の 1 次判定・2 次判定における課題を把握し、必要に応じて判定基準の見直しを行うなど、部会報告書に即した対応を行うこと。

② 国庫負担基準等の見直し

国庫負担基準や利用基準についても、平成 25 年 4 月から難病患者等が新たに利用対象者に加わり、平成 26 年 4 月から重度訪問介護において重度の知的障がい者・精神障がい者に対象が拡大されたことなどから、サービス利用状況や障がい者のニーズを十分に把握した上で、必要な見直しを行うこと。

なお、国庫負担基準については、平成 24 年 4 月、平成 27 年 4 月、平成 29 年 4 月と見直しがなされたところであるが、制度改正においては、抜本的に見直し、市町村の支給決定を尊重した国庫負担とするため、市町村が支弁した訪問系サービスに係る費用の全額を障害者総合支援法第 95 条に基づく義務的負担とすること。

(3) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業については、都道府県及び市町村において地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、1/2 の国庫補助率を確保すること。また、地方負担分についても、十分な交付税措置を行うこと。

特に、移動支援や日常生活用具の給付のほか、盲ろう者通訳・介助員の派遣等については、障がい者の日常生活や社会参加など障がい者の自立支援に不可欠なサービスであることから、現在の各地域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、必要な財源確保（国庫負担金化や個別給付の検討を含む。）を図ること。

また、平成 22 年 4 月から低所得の障がい者等の障がい福祉サービス等に係る利用者負担の軽減措置が実施されていることを踏まえ、地域生活支援事業において同様の措置を講じることができるよう必要な財源措置を講じること。

(4) 地域移行・地域生活の更なる推進について

地域における相談支援体制が強化されるよう、相談支援の中核を担う相談支援専門員の確保に向けた人材養成の仕組みを構築すること。

また、障がい者入所支援施設及び精神科病院等からの地域移行の促進に重要な役割を果たす地域体制整備コーディネーターの配置及び基幹相談支援センターの安定的な運営のために必要な財源を確保すること。また、地域移行支給決定前の入所者及び入院患者への働きかけに対して報酬上の評価を行うこと。

さらに、事業者がグループホーム等や短期入所などの地域生活の支援を中心とした事業に積極的に参入するよう、引き続き、運営基準や報酬体系等の見直しを検討すること。特に、平成 30 年 4 月からの障がい福祉サービス報酬の改定に向け、重度化・高齢化を見据え十分な支援を行える報酬となるよう、実態を詳細に分析し、次期報酬改定に反映させること。

(5) 障がい者支援施設の運営体制・機能の強化等について

① 福祉サービス提供体制の基盤強化

(※平成 29 年 6 月 最重点提案・要望において要望済み。)

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた障がい児者の住まいの場の確保、就労支援及び生活介護等の日中活動の場の確保等に関するニーズが年々高まっており、地域のニーズに即した施設整備計画を着実に推進するとともに、防犯カメラ・スプリンクラー設備の設置などの安全対策を講じることが重要である。これは、障がい福祉計画に掲げた地域移行や就労支援の目標達成を図る上でも不可欠であることから、社会福祉施設等施設整備費など必要な財源措置を講じること。

また、地域生活支援拠点等の整備について、平成 32 年度末までに各市町村又は圏域に 1 つ整備することとなったが、予定どおり整備が進むよう、市町村が整備を行うに当たって明確な整備基準を示すとともに、地域生活支援拠点等の整備及び運営に必要な財源措置を講じること。

② 障がい者支援施設における支援の質的向上

入所者への支援の質の向上を目的として、ケアの質の確保を図る基幹的職員や夜間の支援の充実等に資するよう、職員配置基準の更なる改善を行うとともに、必要な財源措置を講じること。

あわせて、施設入所サービス費の重度障害者支援加算の要件を緩和するなど、高齢化による障がいの重度化や重度の重複障がいのある利用者への支援を評価する加算措置を講ずること。

さらに、障害者総合支援法第 7 条に基づく介護保険制度優先原則について、老化の進行が速いとされる知的障がい者の特性に鑑み、適切な支援が継続して提供されるよう、援護の実施者を一元化するなど、必要な法整備を検討すること。

(6) 障がい児支援施策について

(※平成 29 年 6 月 最重点提案・要望において要望済み。)

平成 24 年度からの障がい児支援施策の見直しにより、障がい種別による区分をなくした事業体系への再編が行われたが、きめ細かなサービス提供が行われるよう、報酬体系や基準の在り方を評価し、障がい特性に応じたものとなるよう適切に見直しを行うこと。

(7) 発達障がい児者支援策の充実について

発達障がい児者支援について、早期の発見や発達支援、相談、就労支援等ライフステージに応じた一貫した切れ目のない総合的な施策の充実を図ること。

特に、広汎性発達障がい等においては、一人ひとりの特性に応じた個別療育が効果的であり、それを実施するためには支援する側にも高度な支援スキルが求められる。

平成 27 年度報酬改定では、児童発達支援等における支援の質の確保を図る観点から「児童指導員等配置加算」が新設された。

しかし、現行の児童発達支援や放課後等デイサービスの報酬体系では、個別プログラムによる療育などに必要な費用が算定されていない。

主に広汎性発達障がいを受け入れ、個別プログラムによる療育を行う場合には、重症心身障がい児に対する基本報酬のような報酬体系等について検討すること。

(8) 重症心身障がい児者を含む医療的ケア児(者)の支援について

重症心身障がい児者を含む医療的ケア児(者)とその介護者が安心して地域で暮らすためには、介護と医療との連携強化、当事者のライフステージに応じて関わる相談機関間の連携体制の構築に喫緊に取り組む必要がある。

特に、超重症児・者に対する短期入所サービスについては、平成 24 年 4 月から特別重度支援加算等が導入され、また、本年 4 月からは、医療型短期入所サービス中の処置等の評価

が、診療報酬上明確化されたところではあるが、さらに手厚い医療・看護の体制が必要であり、医療機関における短期入所の受け入れが促進できるような報酬評価等体制の拡充を図ること。

さらに、呼吸器管理の詳細等、日常の医療的ケアの状況など重症心身障がい児者を含む医療的ケア児（者）の個々の状態像を、緊急時、24 時間体制で、受け入れる医療機関に的確につなぐ機能を地域の拠点となる病院等に持たせるなど、急性増悪時等のかかりつけ医の後方支援医療機関に普段かかっている患者でも円滑に受け入れられる体制整備を図りたい。

また、在宅で家族のみが介護を担っている場合には、必要な福祉サービスに繋がっていない例も散見され、医療知識にも精通した相談支援専門員の養成とともに、援護の実施者である市町村が訪問によって、必要な見守り・助言ができるよう、医療知識にも精通したケースワーカー等専門職の配置が可能となる体制整備と財源措置を講じられたい。

(9) 高次脳機能障がい者の支援について

高次脳機能障がい者支援について、早期発見による適切なりハビリテーションの実施が必要不可欠であることから、高次脳機能障がいがあることを診断できる医師（専門医）の養成及び確保のための施策を推進すること。

さらに、不慮の事故等による中途障がいとして記憶障がい等の様々な症状を呈する高次脳機能障がい者が、地域での生活に速やかに戻れるよう、回復期リハを終えた方々を受入れ機能訓練や生活訓練を行う入所型自立訓練施設について、看護師、作業療法士及び理学療法士等の手厚い配置を可能とするような報酬体系を創設すること。また、高次脳機能障がいの個々の特性に応じた適切な支援を行えるよう、相談支援・就労支援等で個別的な支援を行った場合に報酬を評価すること。

(10) 障害者差別解消法の円滑な施行並びに障がい者虐待防止対策への支援について

① 障害者差別解消法の円滑な施行

平成 28 年 4 月から施行された障害者差別解消法については、国、都道府県、市町村の役割分担や、相談及び紛争の防止等のための体制整備等については具体的な規定がなく、各地方公共団体ごとに条例等制定による体制整備を行っているのが実情である。

今後、国において相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、法制度運用の充実を図るべく、国、都道府県、市町村の役割分担を明確にしつつ、相談及び紛争の防止等のための体制整備や実効性確保のための仕組みについても具体的なあり方を示されたい。

また、地方公共団体が障がいを理由とする差別解消の取組みを進められるよう、補助事業の創設など、国において必要かつ適切な財源措置を講じること。

さらに、障がい及び障がい者に対する理解を深めることが障がいを理由とする差別を解消し、共生社会を実現するための基礎的な取組であると考えられることから、法の趣旨・内容のより一層の周知を引き続き図られたい。

② 障がい者虐待防止対策への支援

「障害者虐待防止法」の施行については、専門的知識を有した人材の確保・養成や啓発など、市町村が障がい者虐待防止を円滑に進めるための財源確保も含めた必要な措置を講じること。

あわせて、障害者虐待防止対策支援事業について、平成 29 年度からは、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけられ、補助率 1/2 とされたところであるが、法の趣旨の周知徹底や地方公共団体における円滑な事業執行の観点等から、定額補助に戻して実施されたい。

(11) 言語としての手話の習得の機会の確保等について

障がい者基本法の規定により手話が言語とされているにもかかわらず、そのことが十分に認識されておらず、かつ、そのことにより手話を習得することのできる機会が十分に確保さ

れていない。

とりわけ、聴覚に障がいのある子どもが手話を習得することのできる機会の確保について、児童福祉法や学習指導要領には特段の規定がない。

以上を踏まえて、大阪府では、言語としての手話の認識及び習得の機会の確保を図るための条例を施行したところであり、国においても、手話を習得することのできる機会の確保を図るため児童福祉法や学習指導要領の改正など所要の法の整備等を図られたい。

2. 障がい者の就労支援の強化

(1) 障がい福祉計画の目標達成に向けた就労支援の抜本的強化について

① 就労移行支援事業の抜本的強化

就労移行支援事業の抜本的強化を図るため、人員や運営に関する要件の厳格化を図るとともに、障がい者が利用しやすい福祉サービスとなるよう年限の柔軟対応をはじめとする制度の改善、事業所のアセスメント力の向上支援及び障がい者の能力等に応じた就労支援が実施できる人材の育成について検討すること。

また、障がい者や保護者が安心して就労にチャレンジできるよう、職場定着の不調による事業所再利用の際の柔軟対応や、利用者が一般就労移行した場合の報酬変動の影響を緩和する措置を講じる等、事業者が事業所運営に不安を抱くことなく一般就労に向けた支援に積極的に取り組めるような、特例措置を講じること。

② 障害者就業・生活支援センターの体制の充実等

就職、職場定着にかかる支援件数の増加や障がい種別（特性）の多様化、困難性の高い支援ケースなどに対応し、センターがその機能を十分に果たせるよう、個々の登録者や就職、定着支援の実績等に応じた就業・生活支援のための人員等体制の充実並びに必要な財源措置を講じること。とりわけ、生活支援事業については、近年増加している精神障がい者の就職希望者及び就職者が安定して働き続けるためには、精神障がいの特徴である不安定な心身状態の変化に対応した支援が必要であるため、日常生活の支援を含めた精神障がい者の職業生活全体を支援していくために、労働分野における施策のみならず、福祉分野における施策を実施できるよう、必要な財源措置を講じること。

また、支援対象者の規模に応じて、複数設置された圏域においてもセンターの運営に必要な財源措置を講じること。

③ 就労継続支援A型事業の強化等

就労継続支援A型事業については、雇用契約に基づく就労を実現するために、就労継続支援B型事業と比べて相応の支援能力が求められるが、報酬単価や人員配置基準はB型事業と同様である。労働者の権利を保障し、生計を立て得る収入の確保を可能とする観点からも、A型事業者が最低賃金減額特例制度を利用することなく安定した事業所運営を行えるよう、報酬単価や配置基準の改善を行うこと。

また、一般就労、福祉的就労の充実はもとより、その中間に位置する社会的雇用など多様な働き方について、試行事業の早期実施を含め、検討を進めること。

(2) 福祉的就労の充実・強化について

地域において障がい者が自立した生活を営むためには、一般就労移行はもとより、福祉的就労の充実・強化を図ることが重要であることから、平成30年度以降も工賃向上に資する取組みの推進に十分な財政措置を講じること。

工賃向上に向けた取組みにおいては、事業所の経営意識等の向上を図り、将来的には、発注者である企業等との調整を含め、事業所自身が工賃向上にむけて自立した運営ができる仕組みづくりが不可欠であることから、「事業所主導による共同受注窓口の運営」に向けた取組みを特別事業として位置づけ、必要な財政措置を講じること。

さらには、利用者に占める重度障がい者の割合や小規模な施設が多いことなど、地域特性や工賃実績を踏まえた取組みの重点化などを図られたい。

また、施設職員の意識の向上や施設の経営基盤の強化などを進めるため、報酬加算の更な

る拡充を図ること。

(3) 在宅就労に対する更なる支援について

「在宅就業障害者支援制度」が、より積極的に活用される仕組みをつくるなど、在宅就業障がい者の就労支援に資する方策を講じること。

(4) 障害者総合支援法の対象となる難病患者等への就労支援について

障害者総合支援法の施行により、難病患者等は、障がい福祉サービスの利用が可能となったが、障害者雇用促進法で定める障害者雇用率制度や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度等については、身体障がい者手帳等を有しない難病患者等は対象になっていない。その疾病の特性により、就労に困難を抱える難病患者等についても、今後、企業が雇用をすすめることができるよう、早期に障害者雇用率制度等の対象とする措置を講じること。

III 介護保険制度、高齢者福祉に関する要望

1. 介護保険制度の見直し

(1) 持続可能な介護保険制度の確立

介護報酬の改定などの制度改正にあたっては、都道府県及び市町村（保険者）等の意向を踏まえるとともに、現場における十分な準備期間を確保すること。

高齢化の進展や独居高齢者の増加により、要介護高齢者の増加や保険料の上昇、保険者間の保険料や利用できるサービスの地域差などの課題が顕在化しつつある。このような中、国民に信頼され、介護給付の急速な伸びにも対応できる安定した保険制度を確立するため、保険運営や介護給付の適正化などの検討を進めるとともに、高齢者の負担能力に応じた適切な負担の在り方など、給付と負担のあり方について引き続き検討すること。

(2) 保険料の徴収について

保険料収納率の向上と事務の一層の効率化を図るため、65歳到達後速やかに特別徴収が開始できるようにするなど、特別徴収を円滑に行えるよう制度の見直しを行うこと。

(3) 介護保険制度における低所得者対策の充実

① 保険料の見直し

保険料の見直しに当たっては、個人単位で賦課することを基本とし、賦課ベースを医療保険と同様に控除後の所得を基準としたものに改めるとともに、定額制と定率制を併用するなど低所得者に配慮した仕組みとすること。

また、保険者間において低所得者対策に差が生じないように、保険料の軽減については国の制度として法令で明確に位置づけ、全国統一の基準を設定するとともに、低所得の年金生活者等が負担可能な額となるよう配慮すること。

併せて、保険者の事務負担の軽減方策にも配慮した資産の把握方法を確立した上で、所得と活用可能な資産の双方を保険料に反映する仕組みとすること。

② 利用料の見直し

施設利用に係る補足給付については、介護保険制度の枠外で所得保障政策の一環として位置づけ、事業所の制度利用を義務付けるとともに、給付対象、給付額を拡大すること。特に認知症高齢者グループホームについては、早急に給付対象とすること。

また、負担限度額認定申請における資産要件の確認については、保険者間での取り扱いに差が生じないように、保険者の事務負担の軽減にも配慮した方法を確立すること。

併せて、利用料等の負担軽減制度についても、保険者の事務負担の軽減方策にも配慮し

ながら、その内容を充実させ、対象を拡大する方向で設計し、国の制度として法令で明確に定めること。特に、社会福祉法人による利用者負担軽減制度については、公平性の観点から一般的な施策として見直し、制度化を検討すること。

(4) 財政調整制度の改善

調整交付金制度の運用に当たっては、その目的に沿った適正な調整を確保するため、3年の計画期間において正確な数値に基づき精算する仕組みとすること。

また、独居高齢者等の増加が多様な介護ニーズを生んでいることから、独居高齢者の割合に応じた調整交付金など、適切な財政調整制度を検討すること。

(5) 要介護認定等の事務のあり方

要介護認定については、平成30年度から一部認定の有効期間が延長されることとなったが、今後さらに介護や支援を必要とする高齢者が増加することなどから、住民にわかりやすく使いやすいものとするとともに、保険者の事務負担や経費の軽減を図るため、適当であるとされた手続きの簡素化の方向性について、具体的内容を早急に示すこと。

(6) 介護サービス事業所等の努力を促す仕組みづくりについて

すべてのケアマネジャーと介護事業所が、要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するケアマネジメントやサービス提供ができ、また、介護職員等が意欲を持って働くことができるよう、要介護度の改善や日常生活機能の改善がみられる等、質の高いサービスが提供されたと認められる場合には介護報酬において評価する仕組み（インセンティブ制度）を検討すること。

(7) 介護保険事業費補助金（介護報酬改定等に伴うシステム改修事業）について

介護保険制度の改正等に伴いシステム改修への補助を行う「介護保険事業費補助金」については、改修内容を早期に提示するとともに、国から一方的に内示額（基準額）を提示するのではなく、市町村の所要額を把握の上、その総額について十分な財源措置を講じること。

また、システム改修経費への補助については、事務処理特例制度による権限移譲に伴う必要な経費についても対象とすること。

(8) 高齢者住まいにおけるサービス利用の見える化について

（※平成29年6月 最重点提案・要望において要望済み。）

住居型有料老人ホームや、サービス付き高齢者向け住宅の入居者については、実態として要支援・要介護の高齢者が中心となっている一方で、提供されている介護サービス内容が外部からは見えにくいという課題がある。また、近年、指摘されている未届有料老人ホームの把握精度を高める観点からも、高齢者が実際に住んでいる住まい（場所）を特定し、介護保険サービスの利用実態を随時把握できるよう、体系的な対応（見える化）を検討すること。

2. 高齢者保健福祉施策の充実

(1) 地域包括ケアシステムの構築について

① 医療との連携強化

医療と介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域において医療と介護の連携体制の構築、強化を推進することが重要である。

在宅生活を支える医師・看護師・介護職等が増えるよう施策誘導するとともに、医療職が地域ケア会議に参加しやすい環境づくりを進めるなど医療・介護職が連携できる仕組みを検討すること。

地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業が円滑に実施できるよう自治体規模ごとの様々な事例提供や市町村や都道府県で取得困難な医療介護データを提供する等、具体的な支援を行うこと。

② 生活支援・介護予防の充実

予防給付が見直され、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が地域の实情に応じて柔軟に取り組むことができる生活支援サービスに移行されたが、市町村がボランティア等、生活支援の担い手の発掘・養成等の地域資源の開発をはじめ、基盤整備を円滑に進められるよう、特に制度の立ち上げ期において、介護保険財政に負担をかけないよう、十分な財源措置を講じること。

また、介護予防は、壮年期からの疾病予防の延長線上にあると捉え、医療、保健事業と連携した総合的な施策の制度設計について検討すること。

③ 権利擁護の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症や高齢者虐待に関する広域的啓発や市町村に対する支援を強化するとともに、高齢者虐待の判断基準の明確化や措置後のケア体制の充実を検討すること。

④ 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるためには、高齢者のニーズに応じた保健・医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートし、必要なサービスを切れ目なく提供する体制が必要である。

地域包括支援センターは、今後、益々地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての役割が期待されていることから、地域包括支援センターの現状、課題等を踏まえながら、人員体制の充実が図られるよう必要な財源措置を講じること。

⑤ 認知症施策の推進

今後、認知症有病者の増加が推計されている中で、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域による支援体制の構築等、認知症施策推進が課題である。

住民にとって身近な基礎的自治体である市町村が、認知症施策推進に積極的に取り組めるよう、市町村に十分な財政支援を講じること。

⑥ 徘徊高齢者を含む行方不明者の検索システムについて

徘徊高齢者を含む行方不明者の検索システムについて、スピーディーで確実な全国統一のシステムを早急に構築すること。

(2) 在宅高齢者福祉の推進について

国、都道府県及び市町村が助成を行っている単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の活動は、主に自治会単位で実施される地域活動や市町村が推進する介護予防活動など、本来、市町村事業として実施されるべきものであることから、現行制度を廃止し、市町村に対して責任に見合った税財源の移譲を行うこと。

3. 介護・福祉施設等の整備推進

(1) 療養病床の再編成

新たに創設する介護保険施設（「介護医療院」）の具体的な内容については今後検討することとされたため、早急に示すこと。

また、介護療養病床から介護医療院、介護老人保健施設等への円滑な転換を推進するため、地域医療介護総合確保基金による財政的な支援を含む各種支援措置を拡充すること。

IV 医療保険制度に関する要望

1. 医療保険制度の抜本的改革と持続的かつ安定的な運営確保

(1) 国民健康保険制度について

(※平成 29 年 6 月 最重点提案・要望において要望済み。)

平成 30 年度からの国民健康保険制度改革にあたっては、国民健康保険制度が抱える構造的課題の抜本的な解決を図るべく、国と地方との間で十分協議を行った上で、制度設計を行うこと。

また、そのうえで制度の具体的運用については、地域の実情に応じた対応も可能なように配慮すること。

なお、地方負担については交付税措置を確実にを行うなど、過度の負担とならないよう、万全の財源措置を講じること。特に、平成 30 年度からの事業運営に必要となる毎年約 1,700 億円の財政支援については確実に実施するとともに、制度施行当初において不足する財政安定化基金については、平成 32 年度末までに速やかに積み増しすること。

さらに、将来にわたって安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向け不断の検討を行う中で、医療保険制度の一本化の議論を進め、各医療保険制度間での保険料負担率等の格差是正を図ること。

なお、治療の効果がより一層期待できる高額医薬品については、医療保険制度の安定的な運営や患者負担といった影響も十分考慮した上で、その適正価格の在り方について慎重に検討すること。

(2) 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度については、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者とともに支えあう制度として導入されたものと認識しており、引き続き制度の設計・維持に責任を負う国が、万全の措置を講じること。

保険料軽減特例の段階的な縮小の実施に当たっては、低所得者への配慮や、激変緩和措置について、介護保険等の他制度を含めた全体の負担についても考慮し、十分に検討すること。また、実施の際には、激変緩和に関する財政措置や、被保険者に混乱が生じないための丁寧な説明と周知を国の責任でおこなうこと。

(3) 柔道整復施術療養費の適正化について

柔道整復施術療養費の制度のあり方については、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費専門委員会で検討がなされ、平成 29 年度中の見直しの方向性が示されているが、下記項目については、引き続き検討すること。

また、検討に当たっては、制度の主体となっている都道府県の意見を反映すること。

① 支給対象の明確化

保険施術の対象となる亜急性の定義を明確にすること。

② 支給要件の厳格化

国通知等明文をもって、施術の都度、患者自らが、一部負担額を確認した上で、支給申請書等へ自署するよう規定すること。

③ 柔道整復療養費審査委員会における審査基準の設定

柔道整復療養費検討専門委員会で現在議論されている審査対象の拡大と審査方法の例示に加え、査定対象とすべき内容を明らかにした審査基準を設定すること。

④ 支給額の見直し

多部位施術の療養費算定に関する減額割合や部位数上限などについて見直すなど、支給額の適正化を図ること。

⑤ 指導権限等の法制化

都道府県が柔道整復師への指導や被保険者（患者）への調査ができるよう、指導権限、調査権限等を法令に規定するとともに、受領委任の取扱いに有効期間を設け、更新制とすること。

2. 福祉医療費公費負担制度の創設と国庫負担金減額措置の廃止

（※平成 29 年 6 月 最重点提案・要望において要望済み。）

重度心身障がい者やひとり親家庭等のための福祉医療費公費負担制度は、医療に関わるセーフティネットとして必要不可欠であることから、全自治体が単独事業として実施しており、事実上のナショナルミニマムとなっている。このため、その必要性や現状を重く受けとめ、早期に国の制度として実施すること。

また、社会保障と税の一体改革において、障がい者医療費助成等が社会保障 4 分野に該当すると分析されたことや、国保基盤強化協議会での議論のとりまとめを踏まえ、未就学児だけでなくこれら地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は直ちに廃止すること。

V セーフティネット、福祉基盤の整備に関する要望

1. 生活保護制度の再構築と生活困窮者の自立支援

(1) 生活保護制度の全額国庫負担

生活保護制度は憲法が保障するナショナル・ミニマムとして国の責任において実施すべきものであり、人件費を含む生活保護にかかる経費は全額国の負担とすること。

(2) 生活保護制度の見直し

被保護者を稼働年齢層と高齢者層とに区分し、稼働年齢層には就労による自立を主とした支援を、高齢者層には生活保障を主とした支援を行うなど、現行の一元的な仕組みから、人的資源（ケースワーカー等）を効率的に活用できるような制度に再構築し、ライフステージの課題に応じた必要な支援を可能とすること。

(3) 医療扶助の見直し

被保護者の増加に伴う医療扶助費の増大について、被保護者が医療の適正な受診意識と健康管理への意欲を高められるよう、医療費通知の制度化、一部負担（償還払い）の導入、かかりつけ医の活用等について、検討を行うこと。

(4) 生活困窮者自立支援制度の推進

生活困窮者自立支援制度を推進するため、自治体の事業実施状況や意見を十分に踏まえるとともに、必要な人に必要な支援が行われるよう、また各自治体が地域の实情にあわせて「地域づくり」を推進することができるよう、十分な財源措置を行うとともに、生活困窮者が抱える複合的な課題に対し包括的に支援する体制が確保できるよう、従事者養成研修の定員を大幅に拡充し、さらに、開催地域を増やす（地域ブロック別等）など、相談支援員等の資質向上を図ること。

また、就労訓練事業所や一般企業における雇用の促進を図るため、企業等が生活困窮者を雇用した場合の優遇措置（税減免など）や、支援制度（ケア要員や一定期間内の給与支援など）について必要な財政措置を図ること。

2. 判断能力が十分でない要援護者を支える体制の更なる強化

判断能力が十分でない要援護者が、住み慣れた地域で安心して、いきいきと生活を送ることができるよう、市民後見人の養成及び活動を推進する施策が現在展開されているところである。

今後、認知症高齢者等の増加に伴い、権利擁護に係る制度ニーズが、より一層高まると見込まれる中、地域医療介護総合確保基金の事業メニューである市民後見人の養成及び活動支援に係る取組みを、府内全市町村において円滑に実施できるよう、今年度成立した「成年後見制度利用促進法」の趣旨を踏まえ、基金財源の恒常的かつ持続的な確保及び支援組織の体制を整備するなど、更なる支援強化を図ること。

3. 福祉・介護人材の確保、定着方策の抜本的強化

(1) 福祉・介護職員の処遇改善

介護職員処遇改善加算は平成 29 年度までの時限措置であり、平成 30 年度以降については、具体的内容が示されていない。次期介護報酬改定においては、介護従事者の処遇改善が確実になされるよう、恒久的な対策を検討し、その詳細を早急に示すこと。また、介護職員以外の介護現場従事者についても処遇改善の必要性を把握し、措置すること。

(2) 福祉・介護の人材確保

福祉・介護の人材確保については、戦略的かつ長期的な視点に立った継続的な事業実施が重要であることから、地域医療介護総合確保基金（介護分）による更なる取り組みが不可欠であり、人材の確保・定着に向け、具体的なデータの検証に基づく抜本的な方策を講じるとともに、介護以外の福祉の人材確保においても、国において必要な財源を安定的に措置すること。

また、その事業執行にあたっては、都道府県の裁量による柔軟な対応ができるよう必要な措置を講じること。

4. 福祉サービスに係る地域区分の見直し

大阪府は、交通網が広域的に整備されており、生活圈、経済圏にも大きな差異は見受けられないなど、いわゆる大都市圏としての特性を有する。

一方、福祉サービスに係る地域区分については、国家公務員の地域手当率を基本として設定されていることから、国の官署がない場合は「その他地域」となるなど、近接市町村間において区分・率が大きく異なる場合があり、結果的に人材の確保・定着、福祉サービス提供基盤の整備促進（事業者の参入促進）及びサービス水準に地域差を引き起こすおそれがある。

地域区分の設定にあたっては、地域の実情を十分に考慮し、こうした課題の解消を図ること。

5. ホームレスの自立支援

一時生活支援事業における国の基準額については、一律に設定するのではなく地域の実情に応じたものとし、地方公共団体の実施計画が着実に推進できるよう、必要かつ十分な財源措置を講じること。

6. 在日外国人無年金者の救済

昭和 56 年及び 60 年の国民年金法改正の際に、国民年金の受給資格が得られなかった在日外国人に対し、必要な救済措置を講じること。

また、「特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律」の附則に定められた在日外国人障がい者等への福祉的措置についての検討を早期に行い、所要の救済措置を講じること。

7. 矯正施設退所者等の地域生活定着促進

国（厚生労働省）が、矯正施設退所者等のうち、福祉的支援を要する人の地域生活定着促進を全国一律の行政サービスと位置付けていることから、事業費創設時の原則に戻り、事業費の全額国庫負担による必要な財政措置を行うこと。

なお速やかに、国（法務省）及び都道府県が担うべき事務の範囲や責任を法令に基づき明確にした上で、地域の実態に即した事業が実施できるよう制度の整備を行うこと。

8. 地域医療介護総合確保基金

地域医療介護総合確保基金については、長期的なものとするとともに、各都道府県の人口や高齢者人口の増加割合を踏まえつつ、必要な財政措置を講ずること。

また、介護分野においては、地域の自主性を尊重し、実情に応じ柔軟に活用できるようにするとともに、事業実施が年度当初からできるような事業スキームやスケジュールとすること。